

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年4月22日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学会計監査人候補者選定委員会要項（平成21年2月5日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大会計監査人候補者選定委員会要項の一部改正について

改正理由：財務会議の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事（総務等担当）</p> <p>(2) <u>部局長会を組織する者のうちから学長が指名する者</u></p> <p>(3) 財務施設部長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務等担当）をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、<u>前条第2号の委員</u>が委員長を代行するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事（総務等担当）</p> <p>(2) <u>財務会議副議長</u></p> <p>(3) 財務施設部長</p> <p>(4) 財務課長</p> <p>(5) 施設課長</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務等担当）をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、<u>財務会議副議長</u>が委員長を代行するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>